

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第11号 1997年10月31日 発行

組織上の二懸案

委員長・石井 昭

昨年9月以来、理事会メンバーの方々に継続審議をお願いしていた日本イコモス国内委員会の組織にかかわる二つの難問題—[会員数・会員構成をどうするか][98年以降、事務局をどうするか]—について、このほど、完全な解決とは言えないまでも、一応の結論が得られました。別稿の理事会報告(本号所載)にも述べられていますが、重複をいとわず以下にその要点を記すこととします。

[会員数・会員構成] (a) 世界88カ国にある各国内委員会の現況に照らせば、日本イコモスの現会員数(97年登録・140名)はおおむね適正である。(b) 事務局の態勢が確立するまで、急激な増員は難しい。(c) 当面(97-98年中)、現会員数の2割を最大限度として新会員を迎え入れる。(d) 入会希望者の推薦にあたっては、近年すでに実現しつつあるごとく、ICOMOS本来の国際的諸活動を重視し、これまで手薄であった専門分野・職業分野に属する意欲的な人材を優先するよう努める。

[98年以降の事務局] (a) 従前どおり渡辺保弘氏にお引受け願ひ、同氏主宰の「文化財工学研究所」内に置く。(b) 総会の承認を得て、規約上の制限にかかわらず、同氏を理事として再任する。(c) 事務局への負担を軽減すべく、委員長・全理事による会務の分担処理をいっそう徹底する。(d) 会費外収入の獲得に努め、それによって可能なかぎり、年次予算の中に事務局人件費の一部を計上する。

以上が理事会の継続審議から得られた一応の結論ですが、会員の皆様はこれについてどのようにお考えでしょうか。現在の役員(委員長1名、理事12名、監事2名、顧問3名)は本年末をもって任期を終了し、来年早々、次期役員に会努を引継ぎます。別稿の「お知らせ」にもある通り、本年次の総会は来る12月13日(土)午後1時から東京神田の学士会館で開催し、次期役員を選任、当面の組織および活動方針、98年次予算など、多くの重要事項について審議する予定です。まもなく正式の案内状を差し上げますので、万障お繰り合わせのうえ、ぜひご参加ください。

目次

1997年第3回理事会報告	宗田好史	2
国際専門分科委員会		
UNDERWATER CULTURAL HERITAGE の 年次国際会議に出席して	荒木伸介	5
エヴォラで開かれた CULTURAL TOURISM に関する二つの会議	石井 昭	6
イコモス専門分科会 ISCARSAH 運営委員会参加報告	日高健一郎	8
海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成 の検討	益田兼房	10
会員だより : 合掌造り集落の保存—世界遺産登録・その後—	岸本雅俊	11
ICOMOSサマー・インターンシップ・プログラムについて	まへのまさる	15
CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE の 最終草案に対す る意見書	石井 昭	15
事務局日誌 (1997/7/26 -10/31)		16
お知らせ	事務局	17

1997年第3回理事会報告

去る9月27日(土)午後1時から約3時間余、東京神田の学士会館で、本年次の第3回理事会が開催された。出席者は、顧問・伊藤延男、監事・木原啓吉、委員長・石井 昭、理事・安原啓示、益田兼房、羽生修二、陣内秀信、西村幸夫、宗田好史、渡辺保弘の諸氏、陪席は事務局の我妻綾子氏であった。報告・審議された事項は以下の通りである。

I. 報告

1. 国際専門分科委員会関係

以下の7委員会について石井委員長から近況が報告された。

(1) VERNACULAR ARCHITECTURE

パリの ICOMOS 本部を通じて各国国内委員会へ Charter on the Built Vernacular Heritageの草案を送り、意見書の提出を求めている。期限は9月末日。草案前文を[INFORMATION] 第10号に載せ、会員からコメントを募るとともに、大河直躬氏に意見書の骨子を作成してもらった。正文を作成し近日中に委員長名で発送する予定。

(2) UNDERWATER CULTURAL HERITAGE

荒木伸介氏を voting memberとして推挙したのは本年1月。これに対する委員長 Graeme J. Henderson氏(西オーストラリア海洋博物館長)の応答は不確実であった。8月下旬、荒木氏自身が問い合わせたところ、9月2日になってファックスが届き、Indian Ocean Week(9月1-13日)にちなむ各種国際会議の一環として9月6日に委員会を開催する旨、知らせてきた。荒木氏は委員会に間に合わせぬことを承知のうえで、9月10日にオーストラリアに向かった。

(3) CULTURAL TOURISM

去る9月16-17両日、ポルトガルのエヴォラおよびモンテモローで年會が開かれた。日本を含め計19ヶ国からの voting memberが参加。議題は ICOMOS Charter on Cultural Tourism 草案の作成。続いて17-20日、エヴォラでOWHC主催・ICOMOS他共催の国際シンポジウム TOURISM AND WORLD CULTURAL HERITAGEが開かれた。これらについては[INFORMATION]で報告する予定。

(4) ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES IN ARCHITECTURAL HERITAGE

去る9月20日からスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラで、3月のローマ會議に続く第2回會議が開催された。voting memberとして日高健一郎氏、observerとして坂本 功・西沢英和両氏が出席。議題は Structural Restorationに関する recommendationの草案作成。會議の様態について[INFORMATION]に寄稿してもらう予定。

(5) ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT

理事会決定に従い、voting memberとして牛川喜幸氏、associate memberとして本中 眞氏を推挙する旨、Gamini Wijesuriya 委員長代行(スリランカ)に通知してある。来る11月23~16日にスリランカで年會とシンポジウムが開かれる予定で、牛川・本中両氏が対応する。

(6) ARCHITECTURAL PHOTOGRAMMETRY

来る11月1-3日に Goteborg(スウェーデン)で年會とシンポジウムが開かれる。Robin Letellier氏(カナダ)から日本イコモス会員数名(石井・稲葉・斎藤・西浦・益田・松本の各氏)に連絡があった。相談の結果、今回は出席できないが、なるべく早く日本から voting memberを選任する、との返答を稲葉氏から発信してもらった。

(7) LEAGL, ADMINISTRATIVE AND FINANCIAL ISSUES

去る4月、Weimar（ドイツ）で設立準備会議が開かれ、河野俊行氏（九大法学部教授・本年度在独）に参加を依頼した。このほど、委員長 Werner Von Trutzchler氏から書簡が届き、当専門分科委員会の創設が ICOMOS の執行委員会により承認されたので、11月15日までに日本からの voting memberを選任してほしい旨、要請があった。

続いて伊藤延男顧問より次のような報告があった。

(8) WOOD

「木」の委員会は1998年、Annual Meetingを開催する予定であり、日本イコモスの協力が必要である。併行して国際シンポジウムも開催されるが、これについては、木造フォーラムが対応する。

2. 公益信託大成建設自然歴史環境基金助成金の申請について

7月に事務局から、益田兼房委員の協力をえて、同基金への研究助成金の申請がなされた旨報告があった。研究事業の内容は、「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」である。

3. 事務局日誌より

これらの報告事項の内容は、10月末日分をあわせて、本誌に掲載されている。

II. 審議

1. 入会希望者について

	現職	推薦者
崎谷康文氏	文部省国際学術局審議官 (前文化庁文化財保護部長)	伊藤延男・斎藤英俊
荒樋久雄氏	上智大学アジア文化研究所共同研究員	石沢良昭・片桐正夫
西村 康氏	奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター測量研究室長	田中 琢・沢田正昭

以上石井委員長より報告があり、審議の結果、入会が承認された。

2. 当面する組織上の諸課題について

第1回理事会から度々討議されてきたこの問題について、今回の理事会ではさらに、最終的な結論を得るための討議を重ねた。出席各役員から様々な意見が出され討議された結果、概ね以下のように合意された。

- a. 会員数・会員構成については、国際専門分科委員会への参加など国際的活動を遂行するため、専門分野に配慮した会員構成に努め、当面10～20パーセント程度の漸増を目指すこととする。
- b. 事務局については、渡辺保弘理事の任期を総会に諮り、その決議により規約の制限を越えて再任する方針とし、1998年以降1期はこれまで通り事務局を担当していただく。
- c. 規約・規則、上記の措置については、日本イコモス国内委員会規定の変更あるいは規則の制定を伴わず、あくまでも臨時的措置として、総会へ上程し、審議ならびに決議を求める方針を理事会の結論とした。



3. ICOMOS NEWS への寄稿について

東文研アジア文化財セミナー（10月）、木の国際専門分科学委員会（1998年）をはじめ日本国内の動向について、積極的に紹介すべく、早急に寄稿することが再確認された。西村、宗田両理事の担当とされた。

4. 本年度内事業計画について

以下の2点が主な内容として、委員長並びに事業担当理事から提起され承認された。

1. 東京国立文化財研究所アジア文化財セミナー及び日本ユネスコ協会連盟主催フォーラムにあわせて来日するイコモス会員への対応について、安原・益田・西村各理事が検討
2. 中長期で訪日・来日中の各国会員の歓迎を兼ねて研究会を開催する（11月末まで、益田理事）

5. 1997年次総会の日程と次期役員を選任手続きについて

年次総会の日程（12月13日）が決定された。また、その主要議題の一つである次期役員構成の理事会案について討議し、引き続き事務局を中心に新任理事候補の選定を慎重に進める旨が確認された。

6. [JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第11号の発行計画

本号目次案が提示され、一部修正の上、承認された。

7. 世界遺産センター-依頼文化遺産保存国際協力専門家リストについて

日本イコモス国内委員会に関わる掲載内容が示され、承認された。また、会員諸氏にリストの登録の協力を仰ぐべく、石井委員長・益田理事・渡辺（保）理事が準備することとなった。

8. その他

議題の討議を終えた後、日本イコモスに関係のある若干の事項について意見交換がなされた。その主な内容を、ここに併記する。

報告 1 検討中の文部省科研費海外文化遺産研究海外記録作成の状況について、益田事業担当理事から説明された。

報告 2 ICOMOS Exective Committee に参加された西村理事から、その審議内容の一部が紹介された。主な内容は以下の通りである。

a) イコモス・パトロンについて、世界の各大陸から2～3名ずつパトロンを募る計画について議論され、オランダ王室、スリランカ女性大統領等とならんで日本の皇室についてもその可能性が問われた。

b) 1998年10月予定のメキシコでのイコモス総会の開催方法についての検討、複数の歴史都市で同時並行的な開催を予定している。

（理事会報告 文責・宗田好史）

1997年9月1日より9月13日までの約2週間にわたり、Australiaの北西端に近い港町 Fremantleにある「Western Australian Maritime Museum」で開催された。

全期間がICOMOSの会議ではなく、「Indian Ocean Week」というコンセプトのもとに、「International Congress of Maritime Museum」などの、さまざまな会議も含まれていた。

本年7月号の「ICOMOS NEWS」には、9月に開催されるとの記事が掲載されていたが、議長である同館の館長Graeme J. Henderson氏の誤解からか通知がなく、こちらからの問い合わせによって、はじめて日本に詳細な日程が届けられたのは8月29日であった。しかも、Voting Memberとして登録してあるのに「Observer」として出席できるかどうかということであった。石井委員長ともご相談のうえ、最後の期間だけでも出席できれば良ろしかろうとのことで、急遽日程を調整、FTASカード（VISAと同様なもの）の入手、航空券の手配などをあわただしくすすめ、ようやく9月10日夜に出発した。しかも、大変混雑しており、Perth直行便が確保できず、Sydney経由の遠回りとなり、さらに半日遅れ、Perth空港から直行したが、会場に到着したのは9月11日の午後3時であった。

早速、Henderson氏にお目にかかった。丁度、Afternoon Tea の時間帯でもあり、持参した報告書、過去に発表したレポートなどを差し上げ、自己紹介、日本の水中考古学の現状などについてしばらく談話した。やがて、会場に案内され、氏から50名ほどの出席者に紹介していただいた。残念ながら、ICOMOSに関わる会議はすでに終了しており、最後の事例発表の会場にいた出席者のうちどれだけがICOMOS関係者かは確認できなかった。

翌12日は「AIMA」(The Australian Institute for Maritime Archaeology)の会議であり、この会議に関係のない私どものためには、いろいろなexcursionが用意されていたが、私はこの博物館をゆっくりと見学することにした。幸い、Henderson氏からご紹介いただいたDr. GANGADHARAM氏がほとんど終日案内役を務めてくれた。氏はインドのAndhra Univ.の水中考古学の教授で、かつてこの博物館に留学の経験があり、最適の案内者であった。同氏にお尋ねしたところ、ICOMOSに関わる会議で特に決議されたような問題もなく、各国の事例発表が主で、いずれSUMMARYが配布されるであろうとのことであった。

日本イコモスからの代表出席者としては何とも半端な役割しか果たせなかったが、個人的には大変得るものが大きかった。と同時に、この分野における日本の状況が極めて粗末であること、水中考古学、船舶史はもちろんのこと、海に対する関心の低さを痛感させられた。会場となったこの博物館では、1606年、初めてAustraliaに来航した東インド会社の「DUYFKEN」号の歴史的意義と調査研究の成果を基に、船体構造の研究が進められ、復元建造が行なわれていた。館側は、研究成果による指導、助言と復元に要する原材料の提供を行なうが、作業全体、現場見学者への解説など全てボランティアに委ねていた。

帰途立ち寄ったSYDNEYの国立海事博物館では、幸いにも水中考古学に関する特別展が開催されていた。ここでも、引き揚げられた遺物のクリーニング作業を、ボランティアの指導のもと、多くの子供たちが嬉々として取り組んでいた。

各州にある海事博物館の活動、「AIMA」のような組織、共有するインド洋を舞台にした国際協力など、日本との差の大きさに打ちのめされた気分であった。未筆ながら、ホテルの世話から送迎までしてくださったHenderson氏に心から感謝申し上げたい。



エヴォラで開かれた CULTURAL TOURISM に関する二つの会議

石井 昭

リスボンの東南東およそ 150キロ、アレンテージョ地方の中心に位置する EVORA (エヴォラ) は、現住人口 35,000 ほどの小都市ながら、部分的には古代ローマ時代・中世イスラム時代までさかのぼり得る旧市街の全域が「世界文化遺産」に登録されており、ポルトガル屈指の歴史都市・観光都市として有名である。本年(1997年)9月17日から20日まで、このエヴォラにおいて、OWHC (ORGANIZATION OF WORLD HERITAGE CITIES 世界遺産都市機構) が第3回総会を兼ねて TOURISM AND WORLD HERITAGE CITIES - CHALLENGES AND OPPORTUNITIES と題する国際シンポジウムを開催した。また、ICOMOS傘下の INTERNATIONAL SCIENTIFIC COMMITTEE ON CULTURAL TOURISM が、これに協力しつつ便乗する形で、前日の16日と17日午前中に、年次会議を開催した。日本イコモスを代表して私は双方に出席したので、以下にそれぞれの簡単な報告を綴ることとしたい。

ICOMOS 専門分科委員会

出席した正規委員(1国1名の VOTING MEMBER) は計 19名。便宜上、国名だけを挙げれば、ポルトガル、スペイン、イギリス、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オランダ、ベルギー、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ギリシア、(以上の13カ国はヨーロッパ)、カナダ、アメリカ、ハイティ、オーストラリア、ニュージーランド、日本となる。他にポルトガルから数名のオブザーヴァーが加わった。

これらの ICOMOS COLLEAGUES (イコモス仲間たち) はエヴォラの旧市街にある魅力的な三つの小ホテルに分宿した。しかし、会議を開いたのは 30キロほど離れた MONTEMOR-NOVO の町にある旧修道院の一室であった。貸切バスで往復し、いわば缶詰になって、議論に没頭したのである。司会をつとめたは委員長の HISASHI BILL SUGAYA氏(アメリカ)と幹事の GRAHAM BROOKS氏(オーストラリア)。議題は1件のみ。ただし、CHARTER ON CULTURAL TOURISM「文化観光憲章」の起草という大きく重い課題であった。

審議は、白紙から始めたわけではない。すでに過去およそ1年間、FAX や E-MAIL による通信会議が数次にわたって繰返され、集まった提言を整理する形で、幹事 BROOKS 氏が A4判8ページに及ぶ<草案の草案>を用意していたからである。今回の審議は、これを逐条的に読み上げつつ、賛成、批判、修正案、新提案を求めるという方法で進められた。その結果、個別の条文については議論の余地が大いに残されているものの、憲章全体の枠組と趣意に関するかぎりはコンセンサスが得られたように思う。

そもそも本憲章は、CULTURAL TOURISM (文化観光) を CULTURAL HERITAGE CONSERVATION (文化遺産保存) との関係において論じ、両者の調和的かつ持続的な発展を保証するための諸原則を成文化するものである。両者を敵対的に捉えてはならない。両者は互恵的であり得る。こうした理念のもとに憲章を以下のように構成する。[導入部] 序文。本憲章の目的。本憲章を誰が活用すべきか。本憲章を何処に適用すべきか。[前提事項] 文化観光の本質。観光の利点と問題点。[本文に盛る諸原則] 文化遺産は保存されなければならない。遺産の文化的意義を来訪者に開示することが保存の重要な目的とされなければならない。観光は文化遺産の永続性を保証するよう管理されなければならない。観光開発の策定に際しては住民が尊重されなければならない。人々に保存と観光に関する学修の機会が提供されなければならない。観光宣伝は遺産の価値を正しく伝えなければならない。等々。[付属文書] 簡潔な GUIDELINE (指針) を添える。

1日半=延べ約13時間に及ぶ審議を通じて、あるべき憲章草案の輪郭が浮かび上がる一

方、未消化なまま、矛盾さえも含むさまざまな提言が司会者の手元にメモの形で蓄積された。協議の結果、幹事 BROOKS 氏がそれらの全部を持ち帰り、氏の責任において、可能なかぎり整合的なく草案全文を書き上げることになった。期限は本年12月末。たいへんな仕事である。脱稿したならば、今回の出席者のみならず COMMITTEE の全委員（約 40名）に送付する。そのあと通信会議による検討が続くことは言うまでもない。

OWHC シンポジウム

9月17日夕刻の開会式をもって始まった世界遺産都市機構の総会とシンポジウムは、上に紹介した ICOMOS の会議とはまったく対照的な性格のものであった。登録した参加者だけで 400名以上。わが日本からも、同機構の会員都市たる京都市の文化市民局文化部長・石野隆司氏と文化財保護課課長補佐・中辻政美氏、そして観光業界の（株）ジャパンツアーシステム会長・真弓義康氏が出席された。こうした正規参加者のほか、公開の各種イベントに加わった地元市民や観光客はさらに多く、主会場としてのエヴォラ大学のみならず旧市街一帯が会期の4日間にわたり一種祝祭的な気分に含まれた。

第2日（18日）午前、三つの基調講演があった。まず、エヴォラ市長 ABILIO DIAS FERNANDES 氏が「長期的総合的都市計画－遺産都市の戦略的ヴィジョン」と題し、1986年に世界文化遺産に登録されたエヴォラ旧市街に対する過去・現在・将来の施策を紹介しつつ、とくに修復・再活性化と観光開発の相関について論じた。次いで、GETTY CONSERVATION INSTITUTE 所長の MIGUEL ANGEL CORZO 氏が「不断かつ急速に変化する環境下での文化の保存」と題して、世界各地の事例を挙げながら、保存は現代社会が負う最重要課題の一つであると説いた。また、WORLD TOURISM ORGANIZATION の前事務局長 ANTONIO ENRIQUEZ SAVIGNAC 氏が「観光産業の強化－世界経済に対するその重要性」なる題を掲げ、世界的視座から、観光産業の重要度は高まる一方でありながら、地域間あるいは国家間に極端な不均衡が存在することを指摘した。

同日午後、会場は三つに分かれ、発表と討論が行なわれた。私は第1部 MANAGING AND CONSERVING IN HERITAGE CITIES に出て、XERARDO ESTEVEZ 氏によるサンティアゴ・デ・コンポステーラの市政に関する事例報告、J. VAN DER VBORG 氏によるヴェネチアの交通施設に関する事例報告、その他を興味深く聴いた。第2部は DEVELOPMENT AND CONTROL OF TOURISM IN HERITAGE CITIES、第3部は INVESTMENT AND SHARED INTEREST IN HERITAGE CITIES であった。

第3日もシンポジウムの進行方法はおおむね同様であった。大講堂で基調講演、複数の普通教室で研究発表・討論が行なわれた。講演のうち最も感銘深かったのは、WORLD BANK（世界銀行）の ENVIRONMENTALLY SUSTAINABLE DEVELOPMENT 部代表 ISMAIL SERAGELDIN 氏による「我々の過去は我々の未来－文化遺産への投資」であった。CULTURAL HERITAGE CONSERVATION（文化遺産保存）は今や TOURISM と結び付き、ENVIRONMENT と結び付いて、現代の重要産業の一つと目されるに至ったのである。

第4日の主たる行事は OWHC の総会であった。京都市代表のお二人は出席されたが、私は資格を欠くのでこれには出ず、いくつかのセミナーに参加した。ユネスコの CULTURAL HERITAGE DIVISION に属する ETIENNE CLEMENT 氏が講師をつとめた CONVENTION FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTY IN THE EVENT OF ARMED CONFLICT（武力紛争時における文化財の保護のための国際条約、通称 HAGUE CONVENTION 1954 ハーグ条約）をめぐるセミナーは、学ぶところが多かった。この条約には SPECIAL PROTECTION（特別保護）なる規定があり、世界遺産条約に基づく「世界遺産」は、その対象としても登録されなければならないという。閉会后、氏は私にハーグ条約についての大量の参考資料を手渡しつつ、「日本は 43 年も放置しているこの条約を早く批准するよう努力してほしい」と言われた。イコモス会員としていささか責任を感じている。



イコモス専門分科会 ISCARSAH運営委員会参加報告

日高 健一郎(筑波大学)

9月19、20日にスペイン北西部のサンティアゴ・デ・コンポステーラで「建築遺産の構造の解析と修復に関するイコモス専門委員会(略称ISCARSAH)」の運営委員会が開かれ、日本国内委員会から坂本 功、西沢 英和、日高 健一郎の3名が参加しました。以下、概要を報告致します。

1) 会議の形式：今回の会議は、サンティアゴ・デ・コンポステーラで開催された国際修復展示会(Salon International do Patrimonio Cultral 略称SIPAC)の援助を受けて開かれ、会議室もSIPAC会場内に用意されました。ただ、事前の連絡・準備と会議運営には問題が多く、後述のように問題が残りました。日本のヴォーティング・メンバー日高への連絡では、今回の会議は全体会議(すなわち専門分科会そのもの)であるとのことでしたが、現地入りしてみると運営委員会の形式に変更されていました。これは、参加者への旅費援助の都合で、急遽人数を制限する必要が生じたためと思われます。しかし、前回運営委員会(97年3月、ローマ)で決まった運営委員(委員長1、総務会計1、ヨーロッパ2、アジア3、アフリカ1、北米1、中南米1の計10名)に加え、数名が参加しました。この意味で、拡大運営委員会とも言うべき構成の会議で、19日の午前、午後、翌20日の午前、午後とやや変則的な会議が長時間にわたって続きました。後述のように、一部の委員は19日夜から20日明け方にかけても作業を行いました。日本委員団の坂本、西沢両氏はオブザーバーとしての参加でしたが、会議に先だって、日本における木造建築の構造補強の特殊性を説明する資料を配布し、討論でも積極的に発言されました。

2) 会議の主題：ジョルジョ・クローチ委員長の事前の意図では、「構造的補強と修復に関する指針(以下「指針」と略記)作成の作業を進める予定でしたが、旅費、滞在費を負担したSIPAC側は、会議の具体的成果を何らかの「宣言」として採択したいと主張し、受け入れ側のスペイン代表の状況説明が後手に回り一貫しなかったこともあって、各委員の間で幾分か混乱が生じました。アジアの運営委員である日高を含め、SIPAC事務局から各委員に「サンティアゴ宣言」(以下「宣言」と略記)への署名依頼が事前に(すなわち宣言文がまだ作成されていない時点で)通知されたことも、この混乱と誤解を助長したようです。結局、会議では、「宣言」の採択、および前回会議からの継続審議事項である「指針」の作成準備という二つの作業が並行して進められることになりました。

3) 会議の経緯：クローチ委員長がISCARSAH招聘に関するSIPAC側の希望を説明し、「宣言」をどのような形で作成し、採択・署名へともって行くかが議論されました。しかし、スペイン側はすでに「宣言」の基本案(スペイン語)を独自に準備しており、しかも、運営委員の要求で急遽作成されたその英訳がきわめて不十分かつ不正確であったため、各委員からはスペイン側原案にもとづく「宣言」の採択・署名には応じられないとの意見が続出しました。「指針」の一部を「宣言」に利用しては、というクローチ委員長の提案も否決されましたが、議論を進めるうちに結局、「宣言」採択にこだわるホストのスペイン側の希望に応じて「宣言」の作成を進めることになり、運営委員のあいだで文案の作成・推敲が進められました。この午後の会議にはスペイン・イコモスの代表委員も出席しましたが、論点がかみ合わず、会議の進行は遅れました。「宣言」は夕食散会までにまとまらず、夕食中のミーティングを経て、合衆国とカナダの代表が夕食後翌日の明け方ま

で、英文草案作成の作業を続けました。

翌20日は、朝から委員全員が集まって「宣言」草案の検討を始め、スペイン側が設定した「宣言」採択の儀礼的会議開始の時間が迫るなか、ISCARSAH運営委員によって準備された「宣言」の形式がようやく整い、ISCARSAH運営委員とスペイン側関係者が議場に入りました。ところが、クローチ委員長のプレゼンテーションとスペイン・イコモス会長の挨拶の後、スペイン・イコモス委員のアントニ・ゴンザレス氏が「宣言」(ISCARSAH運営委員会によって準備されたバージョン)の内容に異議を唱え、スペイン・イコモス会長とクローチ委員長が收拾を図ろうとしましたが、結局、壇上の各委員による「宣言」の採択と署名は行われぬまま、散会となりました。ゴンザレス氏の異議は、①ISCARSAH側が用意した「宣言」の内容が抽象的であり、工学的側面を強調し過ぎていること、②オーセンティシティーをはじめ、イコモスが取り組んでいる種々の問題を積極的に取り上げていないこと、の2点を中心としていました。しかし、その論点とは別に、スペイン側があらかじめ用意した原案とかなり異なる内容の「宣言」をISCARSAH運営委員会が急遽作成し、それを採択しようとしたことへの強い反発があったことは事実です。

こうして、「宣言」採択の会議は失敗に終わり、ISCARSAH運営委員は善後策を検討するため、20日午後に会議を開きました。好ましくない事態に加え、議事進行役となるべきクローチ委員長とシュマックル女史(総務会計担当委員)が所用を理由に急に帰国したため、残りのISCARSAH運営委員のあいだでは、委員長の運営能力に対するある種の不信と将来の活動に対する不安が増大しました。ファン・バーレン氏(ベルギー)を司会として、自由討議の形でさまざまな意見が出され、特に、これまでクローチ委員長がある意味で強引かつ性急に進めてきた「指針」作成の基本方針を見直し、各運営委員がより積極的に今後のプログラムを作成すべきだとの合意を見ました。

4) 会議以後の経緯：10月初めに、クローチ委員長からは、サンティアゴ会議の感想および「指針」に関する基本構想をまとめて10月13日頃までに提出してほしいという要求が届き、ファン・バーレン氏からは、ISCARSAHの今後の基本方針を議論するために10月15日までに各運営委員の意見をまとめたいという連絡が入りました。この各々に対しては、日程が限られていましたので、日高の責任ですでに返信しましたが、その内容、特に「指針」に関する基本構想(日高私案)については、近々改めて説明と報告をします。

5) 今後の当面の課題：クローチ委員長と各地域を代表する運営委員との信頼関係がやや揺らいだことは事実ですが、建築文化財の構造補強に関する国際的な指針を作成しようという目標自体の意義は、依然として薄れたわけではありません。各運営委員は自国でこの目標に向けて努力を続けています。日本の場合も、去る6月10日に、ISCARSAH第1回会議(ローマ)の報告会と歴史的建築物の構造補強に関する研究会を開きましたが、その第2回を、別記のように、11月27日に京都大学で行います。会員諸氏のご参加をお願いいたします。ISCARSAHの当面の課題は、サンティアゴ会議失敗の反省の上にたった運営方針と達成目標の再確認になりそうですが、日本国内委員会の代表者としてはISCARSAH本来の目標である「指針」の基本構造の準備を積極的に進めたいと考えます。この準備にあたっては、国内の修復関係者各位はもちろんのこと、国外(特にアジア地域)で修復・構造補強に関わっていらっしゃる皆様にもご意見を伺いたしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」

事業担当 益田兼房

公益信託大成建設自然・歴史環境基金（平成9年度助成事業）に、表記のテーマで概要下記の内容を申請したところ、10月24日付で採択通知を事務局にいただくことができた。まことにありがたいことで、これを機会に関係各分野のイコモス国際学術委員会のご協力を得るなど、日本イコモス国内委員会ではなげればできない作業として、一定の成果をあげるよう取り組んでまいりたい。

ただ、憲章等の翻訳については、限られた時間と予算のなかでおこなう作業であり、翻訳用語の統一ひとつとっても議論が多いことが予想され、最終的な定訳とまでいかない場合もでてくることも考えられる。そこで今回の採択事業は、会員等に憲章等の原文と翻訳を一定に期限内にお届けすることを主眼に作業をすすめ、なお時間を要するものについては、引き続き学術的検討を重ねていくこととするのが現実的かと思われる。

また、ヴェニス憲章が勧めている各国の独自憲章の検討については、この翻訳作業の一定の進展を見て、東アジアにおける日本の独自の歴史と風土に根ざす文化遺産のありようを基礎におく憲章はどうあるべきであるか、関係の方々のご意見を伺う研究会等をおこない、その方向性を見いだしていくことが実際的か、と思われる。拙速でできることではないのは当然であるが、1994年の「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」でも、各地域はそれぞれの独自のオーセンティシティのありかたをあきらかにし規定することを求めており、放置はできない事柄となっている。

これらの長期にわたるかもしれない作業をおこなうためには、委員長を中心に作業班をつくり、関心を持ち実力ある若手の方々のご協力を得て、今回の事業を一区切りとしての中間の成果物の刊行ができるよう、会員の皆さまのご支援をいただきたい、と願っている。

記

公益信託大成建設自然・歴史環境基金 平成9年度助成採択事業の概要

1 テーマ：「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」

2 事業の目的：イコモスは文化遺産保護に関するユネスコNGOとして、世界遺産条約による文化遺産の登録審査等を担当している。このため国際的な基準となる行動指針として1964年のヴェニス憲章の制定をおこない、各国はそれぞれの文化的伝統に即してこの憲章を基礎とする独自の憲章を制定することを勧めている。その結果、現在では16カ国で独自の国別憲章が制定されている。またイコモスでは、建築、庭園、考古、歴史的都市等の専門分野別に国際学術委員会が設定されており、それぞれの専門分野別にヴェニス憲章を基礎とする憲章や行動規範等が制定され、あるいは制定が検討されつつある。

そこで、現在すでに日本語定訳があるヴェニス憲章は別として、各分野の専門家の協力を得てこれらの憲章類を翻訳する作業をおこない、その内容や成立背景等を研究して、さらには日本の文化的伝統に基づいた独自憲章の制定を検討する作業をおこなう。

3 期待される事業成果：現在我が国の専門家は、西欧とは異なる文化伝統をもつアジア等の開発途上国から文化遺産保護について協力を求められているが、日本の方法を押しつけるのではなく、各種国際憲章を相互の共通理解の基礎として活用しつつ専門的交流をおこなうことが期待されている。事業成果は、イコモス会員だけでなく各分野の専門家が利用できるようにすることで、今後の文化遺産に関わる国際交流の一層の深化が期待される。

4 翻訳予定資料：マドリッド憲章1904, アテネ憲章1931, アテネ憲章1933, ヨーロッパ建築遺産憲章1975, アムステルダム宣言1975, 文化観光憲章1976, 歴史的庭園保護（フィレンツェ）憲章1981, オーストラリア・バラ憲章1981, カナダ・アップルトン憲章1983, 米国内務省憲章1983, ヨーロッパ建築遺産保存条約1985, カナダ倫理行動規範1985, 歴史的都市街区保存（ワシントン）憲章1987, 考古学遺跡管理（ローザンヌ）憲章1990, 国際憲章シノプシス1997。



合掌造り集落の保存

— 世界遺産登録、その後 —

富山県埋蔵文化財センター
岸本雅敏

はじめに

越中五箇山と飛騨白川郷の合掌造り集落は、1995年12月、ドイツのベルリンで開催されたユネスコ世界遺産委員会において、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産に登録された。これによって合掌造り集落は、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護し保存する」という世界遺産条約の趣旨に基づき、姫路城・法隆寺、「古都京都の文化財」について、日本では4番目の文化遺産となった。ここに、かつて消滅の危機にさらされていた合掌造り集落は、世界遺産として新たな保存の一步を歩みはじめた。

筆者は、富山県教育委員会文化課に在職中、この合掌造り集落の世界遺産への推薦準備に公務として関与する機会に恵まれた。その経験をふまえて、世界遺産登録に至る経過、登録後の地元の現状などを以下ご紹介したい。なお、筆者が直接関与した富山県側の五箇山の合掌造り集落が中心となることをはじめにお断りしておく。

1. 合掌造り集落保存の歩み

富山県の南西端の五箇山とその奥の岐阜県白川郷は、ともに「合掌造りの里」として全国に知られている。冬には積雪が3m、ときに4mにも達する豪雪地帯で、かつては陸の孤島となることもしばしばだった。まさに秘境といわれた地域である。この五箇山と白川郷を特徴づけるのは、急勾配で切妻造りの巨大な茅葺き屋根の民家「合掌造り」であり、それらによって形成された独特の集落景観である。天に向かってそびえ立つ合掌造りの建物群は、威風堂々とその姿を誇り、初めて目にする人を圧倒する。ドイツの建築家ブルーノ・タウトがその特異性にいち早く注目し、諸外国へ紹介したことはよく知られている。

合掌造りの建物とその集落は、かつて五箇山地方では普遍的にみられた民家形態であり集落形態であったようだ。平・上平・利賀3村とその周辺には、かつて71の集落に1500棟を超える合掌造りの民家があったという。だが、戦後の急激な社会情勢の変化、過疎化の動きのなかで急速に姿を消していった(表1)。

つぎに、五箇山地方の世帯数(戸数)と人口の推移からそれを浮き彫りにしてみよう。平村では明治35(1902)年に680戸・4921人だったのが、現在では448戸・1609人。上平村では明治22(1889)年に405戸・2779人だったのが、現在ではわずか248戸・898人と大幅に減少している。両村では、江戸時代までは加賀藩の煙硝や和紙の生産によってかろうじて生計を維持していたのだが、明治以降はその衰退により林業や養蚕のほかにはさしたる産業もなく、人々は次第に離村を余儀なくされたことがその大きな要因だろう。人々は家族単位で、ときに集落単位で村外への移住をくり返した。他の市町村へ、県外へ、遠く北海道へと。[註：明治後期における県外移住、とりわけ北海道への集団移住がとくに顕著で、平村では明治27(1894)年から大正2(1913)年の20年間に実に413戸・2036人が北海道へ、482戸・2234人がそれ以外の県外へ移住している(表3・4)。]さらに、戦後の近代化と過疎化の波がそれに拍車をかけた(表2・3)。

その結果、あとに見捨てられた合掌造りの建物は、荒廃するに任されたり解体撤去された。なかには県外へ移築され、かろうじて「生き残った」ものもある。こんにち、川崎市の「日本民家園」に保存公開されている合掌造りの民家はその好例である。

合掌造り集落が戦後の「消滅の危機」に瀕していた昭和31(1956)年、五箇山地方が国の民家調査の対象地域に選ばれ、その翌年から2か年にわたって現地調査が実施された。この調査によって合掌造り建物の重要性が国レベルで認められ、昭和33(1958)年には平村の